

個人住民税均等割のみの課税がなされる世帯の皆さまへ

東洋町エネルギー・食料品価格等物価高騰 対応重点支援給付金(10万円/1世帯)のご案内

給付金の支給額 1世帯あたり10万円

【内容】

・東洋町エネルギー・食料品価格等物価高騰対応重点支援給付金 **(1世帯あたり10万円)** は、個人住民税均等割のみの課税がなされる世帯を支援する給付金です。

【給付対象世帯】 次の全てに該当する世帯（世帯主に給付）

- ・令和5年12月1日時点において、東洋町住民基本台帳に記載されていること。
- ・令和5年度個人住民税均等割のみの課税がなされる世帯。
- ・世帯全員が住民税が課せられている他の親族等の扶養を受けていないこと。

【受給手続き】

①対象となる世帯には、東洋町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。

中身を確認して、東洋町役場に**返信してください**。

【確認事項】

- ①世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていないこと。
- ②世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと。
- ③他の自治体で、住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金の給付を受けていないこと。
- ④返送期限 令和6年8月31日まで

【問い合わせ】

ご不明な点がございましたら、住民課（29-3394）までお問合せください。